

日野市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 5 月 20 日

日野市長

古賀壮志

日野市市税条例施行規則の一部を改正する規則

日野市市税条例施行規則（平成27年規則第62号）の一部を次のように改正する。
目次中「第58条」を「第59条」に改める。

第13条中「第463条の5、第463条の25」を「第458条」に改める。

第14条第2項中「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」を「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」に改め、同条第3項を削る。

第15条の2を削る。

第16条第1項第3号中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税（種別割）減免申請書（公益法人用）」を「軽自動車税減免申請書（公益法人用）」に、「軽自動車税（種別割）減免申請書（天災・その他用）」を「軽自動車税減免申請書（天災・その他用）」に、「軽自動車税（種別割）減免申請書（生活保護用）」を「軽自動車税減免申請書（生活保護用）」に改め、同項第4号中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税（種別割）減免申請書（身体障害者用）」を「軽自動車税減免申請書（身体障害者用）」に、「軽自動車税（種別割）減免申請書（構造が障害者用）」を「軽自動車税減免申請書（構造が障害者用）」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 第3号及び第4号の市税の減免を受けようとする者であつて、前年度から継続した内容で減免を受けようとするもの 軽自動車税減免申請書

第16条第2項第3号中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税（種別割）減免決定通知書」を「軽自動車税減免決定通知書」に改める。

第22条の2を削る。

第23条の見出し及び同条中「種別割に係る」を削る。

第24条に次の1項を加える。

2 条例第79条の2に規定する商品であつて使用しない原動機付自転車（特定小型原動機付自転車に限る。）を、車体試験等のために一時的に使用する場合において、その一時的に使用する者は、原動機付自転車及び小型特殊自動車試乗用標識交付申請書を提出してその車体に取り付けるべき原動機付自転車（特定小型原動機付自転車に限る。）試乗用標識の交付を受けなければならない。

第26条第3号中「軽自動車税（種別割）納税通知書」を「軽自動車税納税通知書（口座振替用を含む。）」に改める。

第27条第4号中「軽自動車税（種別割）登録車両台帳」を「軽自動車税登録車両台帳」に改め、同条第5号中「軽自動車税（種別割）賦課台帳」を「軽自動車税賦課台帳」に改める。

第30条中「地方税法第14条の16」を「同条」に改める。

第44条第3項中「地方税法第16条の4」を「同条」に改める。

第49条第5号中「軽自動車税（種別割）徴収簿」を「軽自動車税徴収簿」に改める。

第58条を第59条とし、第57条の次に次の1条を加える。

（公示送達）

第58条 法第20条の2及び条例第18条の規定による公示送達は、告示文を使用してこれを行う。

別表中「（第58条関係）」を「（第59条関係）」に改め、同表総則関係の部総一1の項中「第353条」の次に「、第446条」を加え、同部総一11の項中「第463条の5、第463条の25」を「第458条」に改め、同部総一14の項及び同部総一14の2の項中「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」を「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」に改め、同部に次のように加える。

総一16	告示文（公示送達用）	法第20条の2、条例第18条
------	------------	----------------

別表軽自動車税（種別割）関係の部中「軽自動車税（種別割）関係」を「軽自動車税関係」に改め、同部中

「

軽一5	原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識	条例第79条の2
軽一6	軽自動車税（種別割）納税通知書	法第446条、条例第84条

」

を

「

軽一5	原動機付自転車・小型特殊自動車	条例第79条の2
-----	-----------------	----------

」

	車試乗用標識	
軽一5の2	原動機付自転車及び小型特殊自動車試乗用標識交付申請書	条例第79条の2
軽一5の3	原動機付自転車（特定小型原動機付自転車に限る。）試乗用標識	条例第79条の2
軽一6	軽自動車税納税通知書	法第446条、条例第84条
軽一6の2	軽自動車税納税通知書（口座振替用）	法第446条、条例第84条

に改め、同部軽一7の項中「軽自動車税（種別割）登録車両台帳」を「軽自動車税登録車両台帳」に改め、同部軽一8の項中「軽自動車税（種別割）賦課台帳」を「軽自動車税賦課台帳」に改め、同部軽一9の項中「軽自動車税（種別割）減免申請書（公益法人用）」を「軽自動車税減免申請書（公益法人用）」に改め、同部軽一9の2の1の項中「軽自動車税（種別割）減免申請書（天災・その他用）」を「軽自動車税減免申請書（天災・その他用）」に改め、同部軽一9の2の2の項中「軽自動車税（種別割）減免申請書（生活保護用）」を「軽自動車税減免申請書（生活保護用）」に改め、同部軽一9の3の項中「軽自動車税（種別割）減免申請書（身体障害者用）」を「軽自動車税減免申請書（身体障害者用）」に改め、同部軽一9の4の項中「軽自動車税（種別割）減免申請書（構造が障害者用）」を「軽自動車税減免申請書（構造が障害者用）」に改め、同部軽一10の項中「軽自動車税（種別割）減免申請書（更新用）」を「軽自動車税減免申請書（更新用）」に改め、同部軽一11の項中「軽自動車税（種別割）減免決定通知書」を「軽自動車税減免決定通知書」に改める。

別表徴収関係の部徴一3の項、同部徴一4の項、同部徴一24の項及び同部徴一25の項中「地方税法」を「法」に改め、同部徴一31の項中「日野市会計事務規則」の次に「（平成6年規則第14号）」を加え、同部徴一36の項中「軽自動車税（種別割）徴収簿」を「軽自動車税徴収簿」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市市税条例施行規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の日野市市税条例施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 令和8年3月31日までの軽自動車の取得に対して課する軽自動車税環境性能割については、旧規則第15条の2及び第22条の2の規定を適用する。